

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和八年度答申第二号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年五月十四日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：A市長

諮問日：令和6年11月18日

(令和6年度諮問第6号)

答申日：令和8年4月10日

(令和8年度答申第2号)

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和6年4月11日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、身体障害者手帳交付申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきであるとする審査庁（A市長）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和6年11月8日付け令和6年度審査請求第1号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）の「審理関係人の主張の要旨」1に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和6年11月18日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容と相違ない。

イ 判断

審理員意見書記載内容と相違ない。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却すべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである。

2 審理員意見書における理由

(1) 本件処分の適法性について

審査請求人が提出した令和6年4月11日付け審査請求書には、「3 審査請求の趣旨」に「1 記載の処分の再審査」、「4 審査請求の理由」の中で「〇〇障害〇級と考えるので再審査をお願いしたい。」という記載があるが、審査請求人としては、本件処分に対して不服があるとの趣旨で記載したものと解することができるので、以下、本件処分の適法性について述べる。

ア 原因疾患等について

審査請求人は、〇〇障害〇級と考えるとし、〇〇及び〇〇にコイル埋込により神経まひ、血流不足で2km以上歩行不能であることを主張する。

この点、審査請求人としては、令和4年5月の入院の原因となった「〇〇」も原因であると主張しているものと思われるが、令和4年5月の入退院の後である令和5年12月に作成された診断書・意見書には、「2020年に〇〇で〇〇外科にて緊急で手術。術後から〇〇の筋力低下あり 〇〇による神経障害であると判断」と記載されており、令和4年5月のことに関する記載はない。

そのため、審査請求人が主張する「〇〇にコイル埋込により神経まひ、血流不足」の事実を認めることは困難である。

処分庁は、原因となった疾病が令和2年（2020年）の〇〇であることを前提に本件処分を行ったが、このことについて違法又は不当であるとは言えない。

イ 〇〇不自由

審査請求人は、〇〇障害〇級に該当すると主張する。

「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」（平成15年1月10日付け障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）において、同通知の別紙に定める身体障害認定要領（以下「認定要領」という。）第4の2(4)において、「〇〇不自由は、高度の〇〇麻痺をきたす症状に起因する運動機能障害の区分として設けられているものであって、その原因疾患の主なものは脊髄性小児麻痺、強直性脊椎炎、脊髄損傷等である。」と定められている。

診断書・意見書（担当医師による2度の追記がなされた審査請求人の診断書・意見書を指す。以下「本件診断書・意見書」という。）には、原因となった疾病・外傷名の欄に「〇〇」、参考となる経過・現症の欄には「〇〇による神経障害であると判断」とある。また、「肢体不自由の状況及び所見」における神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見には、「3 起因部位」として「末梢神経」に〇が付けられている。

以上の記載からは、脊髄性小児麻痺、強直性脊椎炎、脊髄損傷等を認めることができない。

したがって、〇〇障害を認めることはできず、〇〇障害〇級に該当すると判断

することはできない。

ウ ○○不自由

(ア) 本件診断書・意見書の「5 総合所見」には、「○○がMMT 3と筋力低下あり○○の機能の著しい障害と判断した」との記載がある。

一方で、本件診断書・意見書の「肢体不自由の状況及び所見」の頁において、「3 起因部位」は「末梢神経」であり、「1 感覚障害」及び「2 運動障害」が○○に生じている旨等の記載がある。

これらの記載から、処分庁は、原因疾病から○○での認定が妥当であるか疑問であること、動作・活動に支障をきたしているものの関節可動域が90度以上であることや筋力テストの結果等から判定が困難なため医学的判断が必要であるとして、広島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に諮問した。同諮問の際、処分庁は、認定機関意見を「○級相当（○○機能障害（○級）」とした。

(イ) 処分庁が本件診断書・意見書記載のとおり認定しなかったことについて

本件診断書・意見書には、○○の機能の著しい障害と記載されているが、本件の原因疾患は「○○」であることから、処分庁において、○○での認定が妥当であるか疑問が生じたことは不合理とはいえない。

処分庁は審議会に対し、「○○機能障害（○級）」との意見で諮問依頼し、審議会からは同意見のとおりとの答申結果があった。このことから、本件は、本件診断書・意見書記載のとおり「○○」で認定することは妥当ではない事案であった、と理解することができる。

もともと、本件診断書・意見書に、○○の機能の著しい障害（○級）と記載があるため、念のため、ここで検討する。

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、同通知の別紙に定める身体障害認定基準（以下「認定基準」という。）第2の四2(2)ウ(イ)によれば、○○の機能の著しい障害（○級）の具体例は以下のとおりである。

- a 関節可動域30度以下のもの
- b 徒手筋力テストで3に相当するもの
- c 中等度の動揺関節

本件診断書・意見書には「5 総合所見」に、「○○がMMT 3と筋力低下あり」との記載がある。

一方で、本件診断書・意見書3頁の「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」には、○に関して、「伸展△、屈曲○」と記載されている。なお、同頁の末尾「注意 4」において、「△印は、筋力半減（筋力3該当）」、

「○印は、筋力正常またはやや減（筋力4、5該当）」と記載されている。

認定基準第2の四1(3)(注4)に、「関節可動域は連続した運動の範囲としてとらえ、筋力は徒手筋力テストの各運動方向の平均値をもって評価する。」と記載されているところ、本件の○に関する筋力の平均値は、「○」を「4」と仮定しても、○.○となる。なお、○○全体では、「△」が○つ、「○」が○つあるところ、同様に「○」を「4」と仮定しても、その平均値は、○.○となる。

この点、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）において、○○の徒手筋力テストの結果が、平均○.○の場合は、四捨五入する旨、記載されている。

本件の○に関する筋力テスト（MMT）の結果は平均が○.○であるため、筋力テスト（MMT）の結果は、四捨五入して「○」と認定することになる。なお、○○の筋力テスト（MMT）の結果も同様に「○」と認定することになる。

そうすると、認定基準第2の四2(2)ウ(イ)の○○の機能の著しい障害（○級）の具体例bに該当しない。

また、本件診断書・意見書によれば、関節可動域は全て30度を超過しているため、上記具体例「a 関節可動域30度以下のもの」にも該当しない。

したがって、本件診断書・意見書には○○の機能の著しい障害（○級）との記載があるものの、そのとおりに認定しなかった処分庁の判断は、違法又は不当とは言えない。

(ウ) 諮問依頼の際に「○○機能障害○級」を認定機関意見としたこと

上記(ア)のとおり、処分庁は、原因疾病から○○での認定が妥当であるか疑問であったため、審議会へ諮問依頼しているが、本件を○○ではなく、○○の機能障害として認定する場合、本件診断書・意見書に「歩行能力が○メートル」と記載されていることから、「著しい障害」（○級）（認定基準第2の四2(2)ア(イ)a）に該当するとも考えうる。

認定基準第2の四2(2)ア(イ)には、以下のとおり記載されている。

「著しい障害」（○級）とは、歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を廻す、うづくまる、膝をつく、座る等の○○の機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 1 km以上の歩行不能
- b 30分以上起立位を保つことのできないもの
- c 通常の駅の階段の昇降が手すりにすがらねばできないもの
- d 通常の腰掛けでは腰掛けることのできないもの

e 正座、あぐら、横座りのいずれも不可能なもの

もつとも、具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとされている（認定基準第2の四1(4)）。

そこで、本件の〇〇の機能障害全般について、以下検討する。

本件診断書・意見書3頁の「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」には、上記(イ)のとおり、〇〇の一部に「△（筋力3該当）」とあるが、「○（筋力4、5該当）」もあり、その平均値は、「○」を全て「4」と仮定しても、〇.〇である。小数点以下は、四捨五入されるため、〇〇の筋力テスト（MMT）の結果は「○」となる。

また、本件診断書・意見書2頁によれば、起立位保持は正常、椅子に腰かける、立つ、はそれぞれ「○」である。

以上のように、本件の〇〇の機能障害全般を総合すると、「歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を廻す、うずくまる、膝をつく、座る等の〇〇の著しい障害」（「著しい障害」（〇級））に該当するとは判断しえない。

一方、〇〇の機能障害〇級の認定基準は以下のとおりである（認定基準第2の四2(2)ア(イ)）。

- (イ) 「軽度の障害」（〇級）の具体的な例は次のとおりである。
 - a 2km以上の歩行不能
 - b 1時間以上起立位を保つことのできないもの
 - c 横座りはできるが正座及びあぐらのできないもの

本件は、上記具体的な例「a」のみに該当するが、このことをもって処分庁が審議会に諮問するに際しての認定機関意見を「〇〇機能障害〇級」としたことが、違法又は不当とは言えない。

(エ) 処分庁が審議会に対し諮問依頼したこと

処分庁は、原因疾病から〇〇での認定が妥当であるか疑問であることや、動作・活動に支障をきたしているものの関節可動域が90度以上であること、筋力テストの結果等から判定が困難なため医学的判断が必要であるとして審議会に諮問している。

「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日付け障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、上記の場合は諮問できるものと定められている。

もつとも、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「政令」という。）第5条第1項では、「都道府県知事は、法第十五条第一項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。」と定められているところ、

本件は、処分庁が「○級」に該当すると判断しており、「法別表に掲げるものに該当しないと認める」場合に該当するため、政令第5条第1項により、諮問すべき事案であったともいいうる。

以上から、処分庁が審議会に諮問したことについて、違法又は不当な点はない。

エ 審議会の答申結果を受けて本件処分を行ったこと

処分庁は、本件について「○○の機能障害○級」との意見で審議会に諮問したところ、審議会の答申結果の主な内容は、以下のとおりであった。

総合所見 ○級（○○）

障害別の意見 肢体不自由 ○級（○○）

備考 認定機関意見のとおり

処分庁は、この答申結果を受けて、認定機関として総合的に判断した結果、「○級（○○の障害）」と判断し、審査請求人に対し、令和6年3月8日付けで身体障害者手帳交付申請に対し障害認定基準○級（○○）が妥当であるとして、申請を却下する処分を行い、通知した（本件処分）。

上記ウ(ウ)のとおり、処分庁が「○○の機能障害○級」と判断したことに違法又は不当な点は認められない。

また、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第5項は「その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない」と定めている。

したがって、処分庁が審議会の答申結果を受けて総合的に判断した結果、「○機能障害（○級）」と判断し、本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和6年11月18日）

2 第1回審議（令和8年2月27日）
本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和8年4月10日）
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第4条は「この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受け

たものをいう。」と規定し、法第 15 条第 1 項は「身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が 15 歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号又は第 27 条の 2 の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。」と規定し、同条第 3 項は「第 1 項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。」と規定し、また、同条第 4 項は「都道府県知事は、第 1 項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。」と規定し、同条第 5 項は「前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。」と規定している。

また、政令第 5 条第 1 項は「都道府県知事は、法第 15 条第 1 項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。」と規定している。

加えて、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）第 5 条第 1 項第 2 号は、身体障害者手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定しており、同条第 3 項は「第 1 項の障害の級別は、別表第 5 号のとおりとする。」と規定し、別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）においては、肢体不自由のうち〇〇機能障害について、4 級に相当するものとして「〇〇の機能の著しい障害」、5 級に相当するものとして「〇〇の機能の著しい障害」、7 級に相当するものとして「〇〇の機能の軽度の障害」及び「〇〇の軽度の障害」、〇〇機能障害について、5 級に相当するものとして「〇〇の機能の著しい障害」としている。

- (2) 身体障害者手帳交付に係る事務は、自治事務であり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、認定基準及び認定要領が示されているほか、下記(5)に掲げる通知では、認定基準に係る疑義の回答が示され、下記(6)に掲げる通知では、身体障害者手帳の交付手続における取扱いが示されている。
- (3) 等級表の具体的な判断に当たっては、認定基準を適用することとしており、認定基準の第 2 の四 1 (3)に、機能の著しい障害とは、「関節可動域が日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね 90 度）のほぼ 30%（概ね 30 度以下）のものをいい、筋力では徒手筋力テストで 3（5 点法）に相当するものをいう（肩及び足の各関節

を除く。)。』と、軽度の障害とは、「日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね90度で足関節の場合は30度を超えないもの。）又は筋力では徒手筋力テストで各運動方向平均が4に相当するものをいう。（注4）関節可動域は連続した運動の範囲としてとらえ、筋力は徒手筋力テストの各運動方向の平均値をもって評価する。」とし、同(4)において「判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない。」としており、同(5)においては「7級はもとより身体障害者手帳交付の対象にならないが、等級表の備考に述べられているように、肢体不自由で、7級相当の障害が2つ以上ある時は6級になるので参考として記載したものである。」としている。

また、〇〇機能の障害の程度については、認定基準の第2の四2(2)に次のとおり定めている。

「ア 〇〇の機能障害

(ア) 「全廃」（3級）とは、〇〇の運動性と支持性をほとんど失ったものをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 〇〇全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの
- b 〇〇又は〇〇の骨幹部偽関節のため患肢で立位を保持できないもの

(イ) 「著しい障害」（4級）とは、歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を廻す、うづくまる、膝をつく、座る等の〇〇の機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 1 km以上の歩行不能
- b 30分以上起立位を保つことのできないもの
- c 通常の駅の階段の昇降が手すりにすがらねばできないもの
- d 通常の腰掛けでは腰掛けることのできないもの
- e 正座、あぐら、横座りのいずれも不可能なもの

(ロ) 「軽度の障害」（7級）の具体的な例は次のとおりである。

- a 2 km以上の歩行不能
- b 1時間以上の起立位を保つことのできないもの
- c 横座りはできるが正座及びあぐらのできないもの

(中略)

ウ 〇〇の機能障害

(ア) 「全廃」（4級）の具体的な例は次のとおりである。

- a 関節可動域10度以下のもの
- b 徒手筋力テストで2以下のもの
- c 高度の動揺関節、高度の変形

(イ) 「著しい障害」（5級）の具体的な例は次のとおりである。

- a 関節可動域 30 度以下のもの
 - b 徒手筋力テストで 3 に相当するもの
 - c 中等度の動揺関節
- (ウ) 「軽度の障害」 (7 級) の具体的な例は次のとおりである。
- a 関節可動域 90 度以下のもの
 - b 徒手筋力テストで 4 に相当するもの又は筋力低下で 2 km 以上の歩行ができないもの」

また、〇〇機能の障害の程度については、認定基準の第 2 の四 2(3)に次のとおり定めている。

「 〇〇とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動以外に体位の保持も重要である。

〇〇の不自由をきたすには、四肢〇〇の麻痺、運動失調、変形等による運動機能障害である。

これらの多くのもはその障害が単に〇〇のみならず四肢にも及ぶものが多い。このような症例における〇〇の機能障害とは、四肢の機能障害を一応切り離して、〇〇のみの障害の場合を想定して判定したものをいう。従って、このような症例の等級は〇〇と四肢の想定した障害の程度を総合して判定するのであるが、この際 2 つの重複する障害として上位の等級に編入するには十分注意を要する。例えば臀筋麻痺で起立困難の症例を〇〇と〇〇の両者の機能障害として 2 つの 2 級の重複として 1 級に編入することは妥当ではない。」

- (4) 認定基準の取扱いについては、「身体障害認定基準の取扱い (身体障害認定要領) について」において、同通知の別紙に定める認定要領を適用することとされており、肢体不自由の障害程度の認定については、「〇〇不自由、〇〇不自由、〇〇自由及び脳原性運動機能障害 (〇〇機能・移動機能) の別に認定する。この場合、〇〇、〇〇、〇〇の各障害については、それらが重複するときは、身体障害認定基準の障害が重複する場合の取扱いにより上位等級に認定することが可能であるが、脳原性運動機能障害 (〇〇機能・移動機能) については、肢体不自由の中で独立した障害区分であるので、〇〇又は〇〇の同一側に対する他の肢体不自由の区分 (〇〇・〇〇・〇〇) との重複認定はあり得ないものである。」としており、また、「〇〇不自由は、機能障害、欠損障害及び短縮障害に区分される。機能障害については、〇〇全体の障害、〇〇の障害及び〇〇の障害の身体障害認定基準に照らし、診断書の記載内容を確認しつつ認定する。欠損障害及び短縮障害については、診断書における計測値を身体障害者障害程度等級表上の項目に照らし認定する。」とし、「〇〇不自由は、高度の〇〇麻痺をきたす症状に起因する運動機能障害の区分として設けられているものであって、その原因疾患の主なものとは脊髄性小児麻痺、強直性脊椎炎、脊髄損傷等である。〇〇不自由は四肢にも障害の及ぶものが多いので、特に〇

○不自由との重複認定を行う際には、身体障害認定基準にも示されているとおり、制限事項に十分留意する必要がある。」としている。

(5) 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」において、肢体不自由の認定においては、〇〇の徒手筋力テストの結果が、平均〇.〇の場合は、四捨五入する旨記載されている。

(6) 「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」において、障害の認定について疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明な場合について、次のとおり取り扱うこととしている。

「(1) 都道府県知事は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)によっても、なお申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明なときは、必要に応じて、再検査、追加検査又は別の指定医による診断等を受けよう指導することができるものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)によっても、なお申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明なときは、身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号。以下「令」という。）第 5 条の規定に準じて、地方社会福祉審議会に諮問するものとする。

(4) 令 5 条及び(3)による審査の結果、申請者の障害が法別表及び等級表に掲げるものに該当しないと認めるときは、法第 15 条第 5 項の規定により様式第 4 の却下決定通知書により通知するものとする。」

(7) 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成 11 年広島県条例第 34 号）第 2 条表中八の四(1)により、身体障害者手帳の交付の事務は、処分庁が行っている。

(8) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて「2 理由」の項で検討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、令和 2 年 7 月〇日、〇〇により、B 病院に緊急入院し、同日、B 病院の〇〇外科にて緊急手術を受け、16 日間の入院加療を要した。退院後も、同人は約 30 日間の自宅療養を要する見込みとされた。

イ 審査請求人は、令和 4 年 5 月〇日、〇〇で A 医療センターに入院し、治癒に近い状態（寛解状態を含む。）で同月〇日に退院した。

ウ 審査請求人について、令和 5 年 11 月 16 日に〇〇筋低下の障害が固定又は確定

(推定)したとして、同年12月7日付けでB病院〇〇外科の担当医師による身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)が作成された。

エ 審査請求人は、令和5年12月12日、処分庁に対し、上記ウの診断書・意見書を添えて法第15条第1項に基づき身体障害者手帳交付申請をした。

オ 処分庁は、上記ウの診断書・意見書の内容に確認を要する箇所が複数あったため、令和5年12月20日付けで、B病院の担当医師に対し、同診断書・意見書への追記若しくは修正、又は再度の検査等が必要な場合は検査の後、至急返送いただきたい旨の文書とともに同診断書・意見書の原本を送付した。

カ B病院は、上記ウの診断書・意見書に追記したものを処分庁に提出した。これに対し処分庁は、上記オに対する十分な追記又は修正がなされていないとして、B病院の担当医師に対し、令和6年1月30日付けで上記オと同趣旨の文書とともに上記診断書・意見書の原本を再度送付して改めて追記を求めた。

キ B病院から処分庁に対し、上記カで再度送付した診断書・意見書に再確認事項部分が追記された令和5年12月7日付けの本件診断書・意見書が提出された。

本件診断書・意見書の主な内容は以下のとおりであった。

すなわち、1ページの「総括表」の「障害名」は「〇〇筋低下」、「原因となった疾病・外傷名」は「〇〇(なお、「疾病」の項目に〇が付けられている。）」、「疾病・外傷発生年月日」は「令和2年7月〇日」、「参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。）」は「2020年に〇〇で〇〇外科にて緊急で手術。術後から〇〇の筋力低下あり 〇〇による神経障害であると判断」、「総合所見」は「〇〇がMMT3と筋力低下あり 〇〇の機能の著しい障害と判断した」、「身体障害者福祉法第15条第3項の意見」は「障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害程度に該当する(〇級相当)」「【肢体不自由】〇級」「参考意見(等級)と判断した理由 〇〇 MMT-3」とそれぞれ記載されていた。

2ページの「肢体不自由の状況及び所見」の「神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見」については、「1 感覚障害:異常感覚(参考図示では「〇〇」に「斜線」がある。))」「2 運動障害:その他(参考図示では「〇〇」に「横線」がある。))」、「3 起因部位」は「末梢神経」、「4」から「6」までの項はいずれも「なし」とそれぞれ記載され、「動作・活動」の表には「二階まで階段を上って下りる(手すり)」及び「屋外を移動する(杖)」の各項目は「△」、それ以外の項は全て「○」と表記されていた。また「◆歩行能力及び起立位の状況」は「補装具なしで〇メートル、杖使用で〇メートル」と記載されていた。

3ページの「関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)」のうち、左側の筋力テストについては、「〇〇」は「伸展」及び「屈曲」が「△」、「内転」

「外転」「内旋」及び「外旋」が「○」、「○○」は「伸展」が「△」、「屈曲」が「○」、「○○」は「背屈」が「○」、「底屈」が「△」と表記されていた。なお、「△」及び「○」の表記については、同ページの「注意」の欄の4項に「筋力については、表（ ）内に×△○印を記載する」とされた上で、「×印は、筋力が消失または著減（筋力0、1、2該当）」「△印は、筋力半減（筋力3該当）」「○印は、筋力正常またはやや減（筋力4、5該当）」とされていた。また、左側の関節可動域については、「○○」「○○」「○○」の全てが30度を超えていた。

ク 処分庁は、本件診断書・意見書に記載された総合所見の「○○の機能の著しい障害」、障害の程度は「○級に該当する」という意見に対して、原因疾病から○○での認定が妥当であるか疑問であること、動作・活動に支障を来しているものの、関節可動域が90度以上であることや筋力テストの結果等から判定が困難なため医学的判断が必要であるとして、審議会に対し「認定機関意見」を「○級相当（○○機能障害（○級））」とした上で諮問依頼をした。

ケ 令和6年3月4日、処分庁は、上記クの審議会への諮問依頼に対する結果が記載された、広島県健康福祉局障害者支援課長の令和6年2月28日付け障害程度答申結果通知書を受領した。同通知書では審査請求人について「○級（○○）」とされるとともに、「認定機関意見のとおり」との意見が付されていた。

コ 処分庁は、上記エの申請について却下する旨を令和6年3月8日付けで審査請求人に通知した（本件処分）。

(2) 判断

ア 本件処分の適法性について

(ア) 原因疾患について

審査請求人は、○○及び○○にコイル埋込により神経まひ、血流不足で2km以上歩行不能であると主張する。

すなわち、審査請求人は、令和4年5月の入院の原因となった「○○」も原因疾患であると主張しているものと思われるが、前記(1)イで認定したとおり、「○○」については令和4年5月の退院時に治癒に近い状態（寛解状態を含む。）となっており、令和5年12月に作成された本件診断書・意見書にも「2020（令和2）年に○○で○○外科にて緊急で手術。術後から○○の筋力低下あり ○○による神経障害であると判断」と記載されており、令和4年5月の「○○」については言及されていない。

そうすると、審査請求人が主張する「○○にコイル埋込により神経まひ、血流不足」の事実を認めることは困難といわざるを得ず、原因となった疾病が令和2年の○○であることを前提に処分庁が本件処分を行ったことは、違法又は不当であるとはいえない。

(イ) ○○不自由について

審査請求人は、○○障害○級に該当すると主張する。

認定要領第4の2(4)において「○○不自由は、高度の○○麻痺をきたす症状に起因する運動機能障害の区分として設けられているものであって、その原因疾患の主なものは脊髄性小児麻痺、強直性脊椎炎、脊髄損傷等である。」と定められているところ、本件診断書・意見書には「原因となった疾病・外傷名」の欄に「○○」、「参考となる経過・現症」の欄には「○○による神経障害であると判断」とある。また、「肢体不自由の状況及び所見」における「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」には、「3 起因部位」として「末梢神経」に○が付けられていることから、審査請求人については脊髄性小児麻痺、強直性脊椎炎、脊髄損傷等を認めることができない。

したがって、審査請求人については、そもそも○○障害自体を認めることはできず、「○○障害○級に該当する」とする審査請求人の主張は採用することができない。

(ウ) ○○不自由について

a ○○の機能障害の有無について

本件診断書・意見書の「総合所見」では「○○がMMT 3と筋力低下あり○○の機能の著しい障害と判断した」と、「○」に障害があるとされている。その一方で、本件診断書・意見書の「原因となった疾病・外傷名」は「○○」、「肢体不自由の状況及び所見」においては、「起因部位」は「末梢神経」で、「感覚障害」及び「運動障害」が○○に生じていると、「○○」に障害があるとされていることから、処分庁が審査請求人について、原因疾病から○○での認定が妥当であるか疑問であること、また、動作・活動に支障を来しているものの、関節可動域が90度以上であることや筋力テストの結果等から判定が困難なため医学的判断が必要であるとして、審議会に諮問したことは相当といえる。

また、上記諮問の際、処分庁は認定機関意見を「○級相当（○○機能障害（○級））」としたところ、審議会は「認定機関意見のとおり」と回答したことからすると、本件診断書・意見書において審査請求人について「○○の機能の著しい障害」と診断されていることは相当とはいえない。

b ○○の機能障害の等級について

前記で説示したとおり、審査請求人には本件診断書・意見書にある「○○の機能障害」は認められないものの、同診断書・意見書にその障害等級が「○級」とされていることから、この判定が相当といえるか否か、以下、念のため検討する。

本件診断書・意見書では「総合所見」において「○○がMMT 3と筋力低

下あり」とされている一方で、3ページの「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」においては、○については「伸展」が「△」、「屈曲」が「○」とされている。なお、同ページの「注意」の欄の4項において、「△印は、筋力半減（筋力3該当）」、「○印は、筋力正常またはやや減（筋力4、5該当）」と記載されており、認定基準第2の四1(3)（注4）に「関節可動域は連続した運動の範囲としてとらえ、筋力は徒手筋力テストの各運動方向の平均値をもって評価する。」と記載されているところ、審査請求人の○に関する筋力の平均値は、「○」を「4」と仮定しても、○.○となる。なお、左下肢全体では、「△」が○つ、「○」が○つあるところ、同様に「○」を「4」と仮定しても、その平均値は○.○となる。

この点、前記第5の1(5)の厚生労働省の通知（「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」）において、○○の徒手筋力テストの結果が平均○.○の場合は、四捨五入する旨、記載されている。そこで、審査請求人の○に関する筋力テスト（MMT）の平均値○.○を四捨五入すると「○」という認定になる。なお、○○全体の筋力テスト（MMT）の結果も同様に「○」と認定することになる。

そうすると、審査請求人は、認定基準第2の四2(2)ウ(イ)の○○の機能の著しい障害（○級）の具体例「b 徒手筋力テストで3に相当するもの」に該当しない。

また、本件診断書・意見書によれば、審査請求人の関節可動域は全て30度を超えているため、上記具体例「a 関節可動域30度以下のもの」にも該当しない。

したがって、本件診断書・意見書において、審査請求人について「○○の機能の著しい障害」があるとして「○級」とされていることは相当とはいえない。

c ○○機能障害の等級について

前記aのとおり、処分庁は、審査請求人について審議会へ諮問依頼する際、「○級相当（○○機能障害（○級）」と「認定機関意見」を付しているが、本件診断書・意見書に「歩行能力が○メートル」と記載されていることから、「著しい障害」（○級）（認定基準第2の四2(2)ア(イ)a）に該当するとも考え得る。

そこで、本件○○の機能障害全般について、以下検討する。

本件診断書・意見書3ページの「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」には、前記bのとおり、○○の一部に「△（筋力3該当）」とあるが、「○（筋力4、5該当）」もあり、その平均値は「○」を全て「4」と仮定しても○.○である。小数点以下は四捨五入されるため、○○の筋力テ

スト（MMT）の結果は「○」となる。また、本件診断書・意見書2ページによれば、「起立位保持」は「正常」、「いすに腰掛ける」「立つ」はそれぞれ「○」である。

以上の審査請求人の○○の機能障害全般を総合すると、「歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を廻す、うづくまる、膝をつく、座る等の○○の機能の著しい障害」（「著しい障害」（○級））に該当するとはいえない。

一方、認定基準第2の四2(2)ア(ウ)の○○機能の障害の程度について、審査請求人は、○○の障害（○級）の具体例「a 2km以上の歩行不能」のみに該当するが、このことをもって処分庁が審議会に諮問するに際しての「認定機関意見」を「○○機能障害（○級）」としたことが、違法又は不当とはいえない。

d 処分庁による審議会への諮問の当否について

処分庁は、原因疾病から○○での認定が妥当であるか疑問であることや、動作・活動に支障を来しているものの関節可動域が90度以上であること、筋力テストの結果等から判定が困難なため医学的判断が必要であるとして審議会に諮問している。かかる理由により審議会に諮問することは、前記第5の1(6)の厚生労働省の通知（「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」）において認められている。

また、政令第5条第1項では「都道府県知事は、法第十五条第一項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。」と定められているところ、処分庁が審査請求人について「○級」と判断したことは、「法別表に掲げるものに該当しないと認める」場合に該当するため、政令第5条第1項により諮問すべき事案であつたともいえる。

以上のことから、処分庁が審議会に諮問したことについて、違法又は不当な点はない。

イ 前記のほか、一件記録を見分したところ、本件処分が違法又は不当であることを推認させる事実又は根拠は見受けられない。

ウ したがって、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 委員（部会長） | 酒 | 井 | 朋 | 子 |
| 委員 | 手 | 塚 | 貴 | 大 |
| 委員 | 岩 | 元 | 裕 | 介 |

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。